

平成24年2月24日 第1回 定例会

北河内4市リサイクル施設組合議会会議録

平成24年2月24日（金）開会・閉会

北河内4市リサイクル施設組合議会

議 事 日 程

平成 24 年 2 月 24 日（金）午後 2 時開会
北河内 4 市リサイクル施設組合議会平成 24 年第 1 回定例会

日 程	事件番号	事 件 名	
1	—	会期の決定	
2	議 案 第 1 号	平成 2 3 度北河内 4 市リサイクル施設組合補 正予算（第 2 号）	
3	議 案 第 2 号	平成 2 4 年度北河内 4 市リサイクル施設組合 予算	
4	—	一般質問	

北河内4市リサイクル施設組合議会平成24年第1回定例会会議録

1. 開 会 平成24年2月24日 午後2時00分から

1. 会 期 1日間

1. 出席議員 (13名)

(議 席)	1 番	手塚 隆寛	(枚方市議会)
	2 番	岩本 優祐	(")
	3 番	大地 正広	(")
	4 番	鷺見 信文	(")
	5 番	西田 政充	(")
	6 番	廣岡 芳樹	(寝屋川市議会)
	7 番	住田 利博	(")
	8 番	上田 健二	(")
	9 番	中谷 光夫	(")
	10番	山下 幸恵	(四條畷市議会)
	11番	大川 泰生	(")
	12番	皿海 ふみ	(交野市議会)
	13番	前波 艶子	(")

1. 法第121条による出席者

管理者	馬場 好弘	(寝屋川市長)
副管理者代理	奥野 章	(枚方市副市長)
副管理者代理	大井 俊道	(四條畷市副市長)
副管理者	中田 仁公	(交野市長)
会計管理者	積岡 辰二	(寝屋川市会計管理者)
事務局長	清水 弘美	(兼務)
課長	高田 哲治	
課長代理	丹路 正己	
係長	梨木 直貴	(兼務)
係長	川田 浩司	(兼務)
主査	重岡 彰	

1. 同席者

関係構成4市（寝屋川市）	理事兼環境部長	柴田 宣雄
	環境部次長（広域リサイクル事業担当 兼ごみ減量推進課長）	辻 康明
（枚方市）	環境事業部長	岩田 勝成
	環境事業部 減量総務課長	森澤 可幸
（四條畷市）	市民生活部長	響野 豊
	市民生活部副参事兼 生活環境課長兼新炉建設整備担当課長	西尾 佳岐
（交野市）	環境部長	青山 勉
	環境部参事兼循環型社会推進室長 兼総務企画担当課長	奥西 隆

1. 議会事務局職員出席者

事務局長	清水 弘美（兼務）
組合議会事務員	浦井 達己
係長	梨木 直貴（兼務）
係長	川田 浩司（兼務）

北河内 4 市リサイクル施設組合議会平成 24 年第 1 回定例会会議録目次
(平成 24 年 2 月 24 日)

開議（午後 2 時 0 0 分）	1
出席状況の報告	1
鷺見信文議長の開会宣言	1
馬場好弘管理者の開会のあいさつ	1
会議録署名議員指定（前波艶子議員と西田政充議員）	1
会期の決定	1
諸般の報告	
（平成 23 年 11 月 25 日から平成 24 年 2 月 23 日までの諸会議の報告）	2
議案第 1 号 平成 23 年度北河内 4 市リサイクル施設組合補正予算（第 2 号）	2
高田哲治課長の提案説明	2
議案第 1 号採決	3
議案第 2 号 平成 24 年度北河内 4 市リサイクル施設組合予算	3
高田哲治課長の提案説明	3
9 番 中谷光夫議員の質疑	5
1. 債務負担行為と業者委託について	
2. リサイクルプラザ啓発物品作成に要する経費について	
3. 施設稼働に要する経費について	
清水弘美事務局長の答弁	7
中谷光夫議員の再質問	7
高田哲治課長の答弁	9
中谷光夫議員の再々質問	10
高田哲治課長の答弁	11
12 番 皿海ふみ議員の質疑	11
1. 歳入について	
2. ごみの減量化について	
3. 施設の安全性について	
清水弘美事務局長の答弁	12
皿海ふみ議員の再質問	13

高田哲治課長の答弁	1 4
皿海ふみ議員の再々質問	1 5
9 番 中谷光夫議員の反対討論	1 5
議案第 2 号採決	1 6
一般質問	1 6
9 番 中谷光夫議員の一般質問	1 6
1. 住民の健康被害の訴えと行政責任について	
2. 2つの廃プラ施設による環境汚染について	
3. 本来の自治体のあり方を野田市の事例から考える	
4. 現在の廃プラごみの混合収集の見直しについて	
清水弘美事務局長の答弁	2 0
中谷光夫議員の再質問	2 0
高田哲治課長の答弁	2 1
中谷光夫議員の再々質問	2 2
1 2 番 皿海ふみ議員の一般質問	2 2
1. 廃プラスチック再商品化の現状について	
清水弘美事務局長の答弁	2 2
皿海ふみ議員の再質問	2 3
清水弘美事務局長の答弁	2 3
皿海ふみ議員の再々質問	2 3
清水弘美事務局長の答弁	2 4
馬場好弘管理者のお礼のあいさつ	2 4
鷺見信文議長の開会のあいさつ	2 4

閉会（午後 3 時 1 8 分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名

付議事件一覧表

(午後 2 時 00 分 開会)

○議長（鷺見 信文君） 本日は何かとご多忙の中をお集まりいただき、ありがとうございます。開会に先立ち、事務局長に議員の出席状況を報告させます。清水事務局長。

○事務局長（清水 弘美君） 本日の会議のただいまの出席議員は 13 名でございます。以上で報告を終わります。

○議長（鷺見 信文君） ただいま報告させましたとおり、出席議員は定足数に達しておりますので、これから北河内 4 市リサイクル施設組合議会平成 24 年第 1 回定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。

開会に際し、管理者から挨拶したい旨の申し出がありますので、これをお受けします。馬場管理者。

○管理者（馬場 好弘君） 本日、平成 24 年第 1 回北河内 4 市リサイクル施設組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては何かとご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、東日本大震災の発生から間もなく 1 年を迎えますが、改めましてお亡くなりになられました方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、今なお仮設住宅等で避難生活を送っておられます多くの被災者の皆様方に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

また、この冬の電力不足への対応として、本組合といたしましても、昨年の夏に引き続き事務室での消灯など、施設の安全な運営に支障がない範囲で節電に取り組んでおるところでございます。議員各位にはご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、本日提案させていただきます案件は、平成 23 年度補正予算及び平成 24 年度予算の 2 件でございます。各案件の内容につきましては、上程の際、説明を申し上げますので、議員各位におかれましては慎重ご審議をいただき、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（鷺見 信文君） 次に本定例会の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、前波艶子議員、西田政充議員の 2 名を指名します。

日程第 1、会期の決定を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日 1

日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(鷲見 信文君) ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日 1 日と決定しました。

この際、諸般の報告をします。平成 23 年 11 月 25 日から平成 24 年 2 月 23 日までの諸会議の報告につきましては、お手元に配布いたしております報告書のとおりであります。ご了解いただきますようお願いいたします。

日程第 2、議案第 1 号 平成 23 年度北河内 4 市リサイクル施設組合補正予算(第 2 号)を議題とします。理事者から提案理由の説明をさせます。高田課長。

- 課長(高田 哲治君) ただいまご上程いただきました議案第 1 号 平成 23 年度北河内 4 市リサイクル施設組合補正予算(第 2 号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。別冊の補正予算書 1 ページをお開き願います。

平成 23 年度北河内 4 市リサイクル施設組合補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 5 億 8415 万 7000 円の予算の範囲内において予算の更正をする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

それでは以下、内容につきましてご説明を申し上げます。4 ページ、5 ページをお開き願います。

1 款 分担金及び負担金、1 項 負担金、1 目 負担金につきましては 2600 万 3000 円の減額補正でございます。本補正の理由につきましては、繰越金の予算計上に伴う各市負担金の精算でございます。内訳といたしましては、枚方市負担金が 1071 万 2000 円の減額、寝屋川市負担金が 751 万円の減額、四條畷市負担金が 369 万 4000 円の減額、交野市負担金が 408 万 7000 円の減額となっております。

次に 5 款 繰越金、1 項 繰越金、1 目 繰越金につきましては 2600 万 3000 円の補正でございます。理由につきましては、平成 22 年度決算における実質収支額、決算剰余金を繰越金として予算措置するため、補正させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鷺見 信文君）　これから質疑に入ります。なお、会議規則によりいずれの質疑も質疑の回数は3回を超えることができません。また、質疑は議題外に及ぶことのないように念のためお知らせします。ただいまのところ通告はありません。なお、通告のない議員も質疑があれば挙手願います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷺見 信文君）　質疑なしと認めます。これから討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷺見 信文君）　討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷺見 信文君）　ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第2号　平成24年度北河内4市リサイクル施設組合予算を議題とします。理事者から提案理由の説明をさせます。高田課長。

○課長（高田 哲治君）　ただいまご上程いただきました議案第2号　平成24年度北河内4市リサイクル施設組合予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。別冊の予算書1ページをお開き願います。

平成24年度北河内4市リサイクル施設組合の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億2987万1000円と定める。

第2項　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表　債務負担行為」による。

それでは以下、内容につきましてご説明申し上げます。

まず、歳出からご説明申し上げます。12ページ、13ページをお開き願います。

1款　議会費、1項　議会費、1目　議会費、本年度283万2000円でございます。

主な内容としたしましては、組合議員 13 人分の報酬が 195 万円、行政視察旅費が 63 万 9000 円、会議録の作製に要する経費が 21 万 3000 円などがございます。

次のページ、14 ページ、15 ページをお開き願います。

2 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費、本年度 6680 万 6000 円でございます。主な内容としたしましては、特別職の報酬などの人件費が 71 万 4000 円、リサイクルプラザ啓発物品作成に要する経費が 68 万円、総合管理委託などの各種委託料が 636 万 5000 円、派遣職員人件費 6 人分などの各種負担金が 5740 万 5000 円などがございます。

次のページ、16 ページ、17 ページをお開き願います。

2 目 公平委員会費、本年度 4 万 9000 円でございます。内容としたしましては、公平委員 3 人分の報酬 2 万 4000 円、その他諸経費 2 万 5000 円でございます。

2 項 監査委員費、1 目 監査委員費、本年度 22 万 9000 円でございます。内容としたしましては、監査委員 2 人分の報酬 20 万 4000 円、その他諸経費 2 万 5000 円でございます。

次のページをお開き願います。

3 款 衛生費、1 項 清掃費、1 目 リサイクル施設費、本年度 2 億 4243 万 1000 円でございます。主な内容としたしましては、北河内 4 市リサイクルプラザ地域環境保全協議会に要する経費が 7 万 1000 円、施設稼働に要する経費としたしまして運転消耗品費が 2260 万 1000 円、光熱水費が 1712 万 9000 円、修繕料が 800 万円、運転管理等業務委託などの各種委託料が 1 億 9382 万 3000 円などがございます。

次のページをお開き願います。

4 款 公債費、1 項 公債費、1 目 元金、本年度 9403 万 5000 円につきましては、組合債元金償還金でございます。

2 目 利子、本年度 1348 万 9000 円につきましては、組合債利子でございます。

次に 5 款 予備費、1 項 予備費、1 目 予備費、本年度 1000 万円でございます。

以上が歳出でございます。

それでは、続きまして歳入についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、8 ページ、9 ページにお戻り願います。

1 款 分担金及び負担金、1 項 負担金、1 目 負担金、本年度 4 億 2445 万 6000 円につきましては、各市負担金でございます。内訳としたしましては、枚方市負担金が 1 億 8944 万 8000 円、寝屋川市負担金が 1 億 2617 万 2000 円、四條畷市負担金が 5058

万 5000 円、交野市負担金が 5825 万 1000 円でございます。

次のページ、10 ページ、11 ページをお開き願います。

2 款 使用料及び手数料、1 項 使用料、1 目 衛生使用料、本年度 38 万 5000 円につきましては、自動販売機設置に伴う行政財産使用料でございます。

次に 3 款 財産収入、1 項 財産売払収入、1 目 物品売払収入、本年度 1 万円につきましては、科目設定でございます。

次に 4 款 諸収入、1 項 組合預金利子、1 目 組合預金利子、本年度 1 万円につきましては、預金に伴う利子でございます。

次に 2 項 雑入、1 目 雑入、本年度 501 万円でございます。内容といたしましては、ペットボトル有償入札拠出金収入が 500 万円、雑入が 1 万円でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして「債務負担行為」につきましてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、3 ページにお戻り願います。

「第 2 表 債務負担行為」、事項といたしましては「北河内 4 市リサイクルプラザ施設総合管理委託」、期間は「平成 25 年度から平成 27 年度」、2100 万円を限度額とするものでございます。

次に「北河内 4 市リサイクルプラザ運転管理等業務委託」でございますが、期間は「平成 25 年度から平成 27 年度」、6 億 1350 万円を限度額とするものでございます。

以上、2 件の事項につきましては、3 年間の長期契約による業務開始に係る初動経費の節約等により経費の削減を図るため、債務負担行為をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鷲見 信文君） 順次、質疑を許します。まず、通告に従い、中谷議員の質疑を許します。9 番、中谷議員。

○9 番（中谷 光夫君） それでは議案質問をさせていただきます。

まず、最初に債務負担行為と業者委託についてご質問します。これは、限度額設定ですので実際の費用はかなり変わるとは思いますが、特に運転管理等業務委託について、人件費の算定はどうなっているか。

また、委託業者の選定についてはどのような方式を考えていますか。現在は大阪東部リサイクル事業協同組合が受託業者ですが、1 回目は低入札、2 回目は受託業者が圧倒的に有利な総合評価方式でした。決して公平・公正とは言えないと考えます。評価

委員 2 人の報酬が予算化されています。説明を求めます。

次にリサイクルプラザ啓発物品作成に要する経費（ペットボトルリサイクル定規）についてですが、4 市の小学 4 年生を対象に 8000 本作成し、配布するとのことですが、本施設に関しては、周辺住民から民間のリサイクル・アンド・イコール社とともに、化学物質由来の健康被害の訴えがなされており、リサイクル推進の一方的な環境学習は許されないと考えます。1 月 31 日に、住民の訴えを受けて、公害等調整委員会が二つの施設を視察したところでもあり、原因裁定などの判断を待って慎重な検討をすべきです。

環境学習にあたっては、廃プラ公害の訴えがある事実を踏まえるべきです。施設利用の小学生の学習内容の現状はどうなっているのでしょうか。定規作成の予算は削除すべきと考えます。見解をお聞きします。

次に施設稼働に要する経費に関連して幾つかお聞きします。一つ目は運転消耗品費についてです。活性炭購入の予算が 659 万円となっています。2010 年度の決算額 409 万 5000 円と比べてかなり上回った額です。また、活性炭による化学物質吸着効果については、これは 2011 年 8 月 28 日に交換後、1 日目から TVOC が $1400 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超え、2 日目にはトルエンが排出されています。9 月 1 日、2 日は TVOC が最小でも $7000 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上、最大で $1 万 7390 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、 $1 万 3800 \mu\text{g}/\text{m}^3$ となっています。わずかに効果があると見られたのは、9 月 7 日からメンテナンスを挟んで 11 日までの 4 日間に過ぎません。活性炭吸着効果の検証もないままの予算について、説明を求めます。

次に修繕料についてです。リサイクルプラザ定期補修が 774 万 2000 円となっています。2010 年度の決算額 144 万 285 円からみて、大幅な増額の予算です。説明を求めます。

次に各種委託料についてです。環境調査委託について質問します。健康被害に関連して、安全をどう検証するのか。このことが問われています。環境調査委託の予算は 405 万円です。昨年度の決算額 325 万 5000 円より増額となっていますが、これまでも指摘してきたように、二つの廃プラ施設による健康被害の訴えがある中で、本来は大阪府や寝屋川市などとともに、住民の健康調査の実施予算を計上すべきです。また、環境調査についてはこれまでの不十分なものではなく、住民との協議を踏まえた大気環境測定の実施が必要と考えます。見解をお聞きします。

次にリサイクルプラザ定期点検委託についてです。リサイクルプラザ定期点検委託の予算は 303 万 6000 円です。2010 年度の決算額 264 万 4425 円と比べて多い金額にな

っています。説明を求めます。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（鷺見 信文君） 理事者から答弁を求めます。清水事務局長。

○事務局長（清水 弘美君） 中谷議員の質問に順次お答えをいたします。

運転管理等業務委託に係る人件費については、公共工事労務単価などに基づいて算定をしております。

また、委託業者の選定方式については未定でございますが、前回同様、北河内4市リサイクル施設組合契約事務審査委員会を設置して、入札方式を確定する等して、契約事務を適正かつ円滑に進めてまいります。

評価委員2人の報酬については、契約事務審査委員会で総合評価方式を採用した場合を想定して予算計上したものであります。

次に、リサイクルプラザ啓発物品については、国が進めている材料リサイクル及び当プラザのPR並びに分別排出啓発意識の高揚を図るためのものでございます。

また、公害等調整委員会での審理は継続をしておりますが、当組合の操業と健康被害とに因果関係がないことは、裁判上、確定しており、啓発用定規作成の予算を削除する考えはございません。

なお、小学校見学者数は平成20年度から今年度まで2.5倍となっております。

次に、活性炭の吸着効果は、活性炭交換前後1カ月のTVOC測定値を比較しても大きな差はなく、効果は維持しております。

次に、修繕料につきましては、定期修繕のほか、突発的な事故等にも対応できるよう予算計上させていただいております。

次に、廃プラ施設周辺の健康調査は、大阪地裁・高裁の判決結果から、その必要性はないものと考えておりますが、周辺住民の健康を第一に考え、年2回の環境測定を実施しており、現在の環境測定の内容で現状を十分把握できており、見直す予定はございません。

リサイクルプラザ定期点検委託については、リサイクルプラザ稼働後、4年が経過しており、より細部での点検を予定しているものでございます。以上でございます。

○議長（鷺見 信文君） 9番、中谷議員。

○9番（中谷 光夫君） この債務負担行為と業者委託についてですが、結局人件費の算定については具体的な根拠の説明や金額等の算定がどうなっているかというふうに聞いているわけですが、全く答えにならない答弁だったというふうに思います。改

めてきちっと人件費をどんなふうに考えて算定したのかということを確認にお答えください。

それから入札方式は未定というふうに言いながら、結局予算には総合評価方式を予想させるような内容となっています。適正かつ円滑という答弁でしたが、質問を私は公平・公正と言えないと、経過から見て、というふうに申し上げましたが、改めて公平・公正なそういう方式としてどんなことを検討していくのか、今一度答弁を求めます。

それからリサイクルプラザ啓発物品作成に関してですが、これは公調委に周辺住民が原因裁定を求めているという事実を踏まえて判断をすべきことが大事だというふうに思います。これは廃プラ公害の訴えがあるわけですから、材料リサイクル優先の考え方を国が取っているからといって、あるいは因果関係が明確でないからといって、この公調委が受理をしている、今まさに進行しつつある現状をどう考えておられるのか。これも改めてお答えをいただきたいと思います。

それから施設稼働に要する経費に関連して運転消耗品費についてですけれども、効果を維持しているということですが、私は質問の中でも申し上げました。ほんとに交換をしてからわずか数カ月、2、3カ月しかないのに、例えば今回いただいた資料の中でもトルエンが5000を超えて出ていると。これはかつてなかったことだというふうに思うのですが、そういう意味では以前から申し上げておるように、活性炭を通す前と後とで測定をしない限り、その効果の検証はできないのではないかと思います。改めてこの点についても答弁を求めたいというふうに思います。

それからリサイクルプラザ定期補修が大変な増額になっているのは突発的な事態を想定してということですが、予備費についても1000万円を計上しておられるわけで、そういう意味から突発的な事態に対処するというんですか、対応する予算の中身になっているんじゃないかな。そういう意味では2010年度の決算額144万285円からみて、774万2000円というこんな予算が必要かどうか、やっぱり納得できません。改めて十分な説明をしてください。

それから各種委託料についてですが、とりわけ環境調査委託について、裁判の判決をもって逃げることは許されないと私は思います。昨年8月31日から9月5日のTVOCと6物質の有害大気測定結果は、TVOCに対する6物質の割合は敷地境界で1.5%~5.6%、チャンバー室では0.1%~0.2%であり、未知の物質の割合の多さ、その有害性も不明であることを考えれば、6物質の測定結果が規制値内だからといって決し

て安全とは言えないと考えます。また、GCマスによる測定値とFIDによる測定値の差について、どちらも正しいとの説明が行われてきましたが、FIDでは測定されていたものが、GCマスでは捕捉されなかったとすれば説明がつくと考えられます。さらにチャンバー室内空気のGCマスによるブタン等の濃度測定が実施されていますが、調査結果について、施設から排出される構成物質を調査した結果、イソブタン、ノルマルブタン、イソペンタン、エタノールが大部分を占めており、それらのTVOCに対する割合は80.0%～82.6%となります。また、これらの物質は健康影響が懸念される物質ではございません、と説明をしておられますが、廃プラ施設から高濃度で排出されているブタン類や脂肪族炭化水素類等のVOC類が光化学反応等によりホルムアルデヒド等を生成していることは広く知られているところです。健康被害を訴える住民の周辺は大型車両の進入は厳しく制限されており、自動車通行量も多くなく、光化学オキシダントの発生に繋がる物質の排出源は二つの廃プラ施設以外に考えられません。施設を守ることありきの安全神話の振り撒きは中止すべきだと考えます。再質問を踏まえた見解を明らかにしてください。

以上、2回目の質問とします。

○議長（鷺見 信文君） 高田課長。

○課長（高田 哲治君） 順次お答えいたします。まず、人件費につきましては、先ほどのご答弁の中でもありましたが、公共工事労務単価に加えまして、全国都市清掃会議におきます廃棄物処理施設維持管理業務積算要領からそれぞれの人件費単価に想定工数を乗じて算定しております。

次に委託業者の選定方式についてでございます。北河内4市リサイクル施設組合契約事務審査委員会を設置するというのが基本でございます。その中で入札方式を確定します。ただこの評価委員の報酬につきましては、総合評価方式を採用した場合を想定した、そういったところでの予算計上でございます。

次にリサイクル啓発物品作成に要する経費についてでございます。当組合の操業と健康被害との因果関係がないことは裁判上でも確定しております。そういった意味合いからも公害等調整委員会の審議は継続してはおりますが、今回予算計上させていただいたものでございます。

次に、活性炭の吸着効果につきましては、ご質問の中で何日間かのデータの紹介があったとは思いますが、今回8月28日に交換をし、次回3月に予定をしておりますが、交換理由といたしましては、施設の設計段階から活性炭の交換については6カ月に一

度としております。6 カ月を経過した時点で新品の活性炭に交換するというような形を取っておりますが、例えば前回交換いたしました8月と9月を比較いたしましても特に大きな変化はございません。ということを見ますと、特にこの活性炭の交換をすることによってのリスクというものはないものと思われまます。

続きまして修繕料の推移でございます。修繕料の推移につきましては、先ほど言っておりましたように22年度の定期補修につきましては144万でしたが、21年度は336万ということで、この修繕料に関しましてはなかなか我々としても読めない部分でございます。先ほども答弁させていただきましたように突発的なものというものが考えられます。そういったものに対処するためにも我々は今回計上させていただいた額というものでございます。

続きまして環境調査でございます。環境調査につきましては、専門委員会におきまして施設の維持管理、TVOCの概念を進めるべきとの報告を受けておりますので、今後とも継続してTVOC及び大気汚染防止法における環境基準の4物質とアルデヒド類2種類の測定調査を行ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（鷺見 信文君） 9番、中谷議員。

○9番（中谷 光夫君） 債務負担行為と業者委託についてのところで1回目の答弁を繰り返されたわけですが、一つだけ、労務単価、公共工事等云々ということがありましたけれども、労務単価については金額的にどういう算定根拠を持っておられるのか、明らかにしていただきたいと思います。

審査委員会等で新しい方式は検討するということですので、ひとつこれまでの、まず業者ありきではなくて、公平・公正、市民の誰が見ても納得できるような方式に検討されるよう、これは求めておきたいと思います。

それからリサイクルプラザ啓発物品作成に関係してですが、これまた裁判上確定しているということで因果関係認めないということをおっしゃったわけですが、公調委が受理をして、今、原因裁定に向けて審問あるいは視察等も行っておられるわけですね。こうした現実、事実を踏まえて判断すべきだと私は申し上げておるわけですが、この点でそういうことを踏まえた答弁がなかったことは残念極まりありません。同時に、これ環境学習ということでは教育になるわけですね。またあとでも述べますが、教育というのは何よりも真理、真実に基づいて行われればなりません。廃プラ公害を訴える事実、しかも公調委がそれを受理をし審問、審理を始めている。そういう事実があるにもかかわらず、そうしたことは学習の中に盛り込まないで、一路リサイクルす

べて優先で、リサイクルありき、あるいはこの事業推進ありきと、こういったことは教育ということから考えても正しくないということも申し上げておきます。

それから活性炭購入の関係では、効果ということで8月と9月、大きな変化はないというふうに言われました。これは逆に言えば、全く効果がないというふうに答弁されたに等しいと私は思います。そういう意味でも改めて活性炭吸着効果について、きちっと誰もが納得する科学的な検証を行うべきだというふうにこれも指摘をしておきます。

全体の答弁を通じて私は思うのですが、廃プラ施設の稼働後に空気に触れる眼、鼻、喉の異常、手足の湿疹、さらには重症化した人の場合、喘息などの呼吸器系障害、頭痛、目まい、吐き気、食欲減退、疲労感、無気力、不眠症、集中力低下などの中枢神経障害、化学物質過敏症との診断を受けた人まで出ています。すでに少なくない人が余儀なく転居せざるを得なくなっています。健康被害を訴える住民たちは、現在、国の公害等調整委員会に原因裁定を申請し、すでに受理され審問が始まっています。1月31日には二つの廃プラ施設の視察も行われています。今回の質問はそうした経緯を踏まえる中で行わせていただきました。再質問もさせていただきましたが、答弁はこれまでの域を全く出ないもので残念としか言いようがありません。施設ありきでなく、自治体として住民の健康、安全こそ基本にされるべきであることを申し上げて、質問を終わります。

○議長（鷺見 信文君） 高田課長。

○課長（高田 哲治君） 労務単価につきましては国交省が調査した建設物価を参考にしているといったところでございます。金額に関しましては、今詳しい資料を持ち合わせておりません。以上でございます。

○議長（鷺見 信文君） 次に皿海議員の質疑を許します。12番、皿海議員。

○12番（皿海 ふみ君） 交野市の皿海でございます。よろしくお願いたします。

まず1点目、歳入について、11ページのペットボトル有償入札拠入金収入について500万円の予算となっておりますが、平成22年度の決算額は1611万円余りとなっていて、決算額とかなりの開きがあるのですが、予算額500万円の算定の方法についてお聞かせください。

2点目、全体的な問題としまして、ごみの減量化についてお聞きしたいと思いますが、ごみ処理の事業はごみの発生の抑制と再使用、また再資源化という3Rまた4Rというものを基本に、この4市施設の事業についてもやはりプラスチックごみそのもの

を減らしていくと、発生を抑えていくという視点が大事だと考えるのですが、当施設の稼働から4年が過ぎまして、プラスチックごみの減量はどの程度進んでいるのか。平成21年度～23年度までのごみ処理量の比較、ペットボトル、その他プラそれぞれについてお聞かせください。

また、平成24年度の処理量と今後数年間の処理量をどのように見込んでいるのか、お聞かせください。

併せまして、プラごみの減量のためのこれまでの取り組み状況と今後の取り組みについてもお聞かせください。

3点目、施設の安全性について、先ほどの質問と少し重なりますが、前回の議会の私の質問でも活性炭の効果がどの程度持続するのかとお聞きしたところ、活性炭の効力は6カ月以上持続するとの答弁がありました。しかし先ほどもありましたように、昨年3月5日また8月28日に活性炭を交換した後、数日後から高いTVOCなどの数値が観測されるということで、これでは数値を見る限り活性炭の交換による効果を確認することができず、健康被害を心配される市民、住民への不安は解消していると思われません。先ほど活性炭を交換しても数値は変わらないというようなことを言われましたが、それならば活性炭を交換する意味があるのだろうかというふうにも思ってしまうのですが、活性炭の効力は6カ月以上持続するとされました根拠について改めてお聞かせください。以上、よろしく願いいたします。

○議長（鷺見 信文君） 理事者から答弁を求めます。清水事務局長。

○事務局長（清水 弘美君） 皿海議員の質問に順次お答えをいたします。

ペットボトル有償入札拠入金収入については、毎年度、予測が困難な時価変動があるため、従前同様、500万円を計上したものでございます。

次に、平成21年度～23年度の廃プラスチック処理量は、平成21年度9973.91トン、平成22年度1万72.93トン、平成23年度7387.03トン。ペットボトル処理量は平成21年度525.41トン、平成22年度548.63トン、平成23年度475.64トンでございます。なお、平成23年度はいずれも12月末現在でございます。

平成24年度処理量の見込みは、廃プラスチックで1万305トン、ペットボトルで603トンで、今後数年間での大幅な変動はないものと考えております。

また、本組合の設立目的は、あくまで容り法に基づく中間処理を行うものであるため、プラごみの減量施策については構成4市が行っていただけるものだと思っております。

活性炭の効力は、活性炭交換前後 1 カ月の T V O C 測定値を比較しても大きな差はなく、効果は持続しております。以上でございます。

○議長（鷺見 信文君） 12 番、皿海議員。

○12 番（皿海 ふみ君） まず 2 点目、ごみの減量化についてですが、23 年度の数字が 12 月末までということですので少なめになっておりますので、1 日当たりの数値で見ますと 21 年度、22 年度、23 年度とも 1 日当たり 43 トンということではほとんど変わらずになって、また廃プラスチックの方はわずかに減少の傾向、ほんとにわずかに減っておりますが、ペットボトルの方は逆に増えてきている数値になっています。また先ほどお聞きしました平成 24 年度の見込量では、ペットボトルの処理見込量が 603 トンということで、これも増えていく見込みで想定をされているということで、これはなぜペットボトル増えていくだろうという想定でされているのかということ、また、なぜ実際増えてきているのかという理由についてお聞かせいただきたいと思っております。

それからごみの減量化ということでは、私も市民の方とちょっとお話をしておりましたら、以前はペットボトル、スーパーに回収に持って行かなければならないので、なるべく溜まらないように買うのを控えていたが、今は家の前で気軽に出せるようになったもので、ついつい余計買うようになってしまったというようなことを言われている方もおられまして、分別収集さえすれば環境に良いのだという錯覚につい陥りがちなのですが、やはりまずは発生の抑制ということを、もちろんこの 4 市それぞれの姿勢が問われているわけでもありますが、この 4 市の施設としてもやはり発生の抑制というところをもう少し取り組んでいく必要があるのではないかと思います、お考えいかがでしょうか。

それから活性炭の効果については先ほどと同じ答弁ということで、これまでも環境基準値を下回っているから活性炭の効果は出ているんだとか、敷地境界よりチャンパー室の方が濃度が低いから活性炭の効果を確認できるとかという説明が繰り返されてきたわけですが、私は本当に納得できない説明が続いているというふうに思っております。活性炭の効果と言うならば、先ほどもありましたが、活性炭通す前と通した後のどのような数値の変化が見られるのか。また、年 2 回の有害大気測定についても六つの物質だけでなく、その他の物質についても詳細な測定と調査を行うことが、健康被害を訴えておられる住民への説明として必要だと考えますが、考えをお聞かせください。

○議長（鷺見 信文君） 高田課長。

○課長（高田 哲治君）　　まずペットボトル、廃プラスチックの24年度予測につきましてご説明させていただきます。算出方法といたしましては、平成23年4月から11月までの実績値と12月から3月分は平成20年度から22年度分の平均量を採用しまして求められた数値の1.05倍を増加見込みとして算出しております。そういった計算式から24年度のデータはこういったものであるというふうな形で出させていたいております。

その中でペットボトルがなぜそんなに増えてくるのかというところに関しましては、我々もはっきりした回答というものは今持ち合わせてはおりませんが、やはりそういった携帯的に飲めるものという便利さというものがあるものかというふうに思われます。それと言いますのも、皆様方と一緒にいかせていただきましたアサヒ飲料さんの視察の説明の方も言っておられました、やはり市民さんのニーズというところでは瓶、缶というよりはペットだとも言っておられました。そういったことも一因となるのではないかなというふうに考えております。

続きまして、ごみ減量化の施策につきまして発生抑制ということが重要じゃないかというようなご質問だったと思います。私自身も発生抑制というのは大変重要な施策かと思っております。それがために構成4市の中でもそれに関わるいろんな動きをされている、啓発をされているということは聞き及んでおります。だからこういったことに関しましては、先ほども答弁の中にもありましたが、我々は容り法に基づく中間処理を行うところであると。圧縮梱包を正常にやっていくと。また、その中で我々が広報させていただいているのは、例えばその中に入ってくる異物というものを減らしていただきというお願いを各市の広報に出させていただいているというのが現状でございます。その中で異物はどんどん今のところ減ってきている。また小学生の見学なんかがある時にも、我々はそういったことを訴えさせていたいただいているところでございます。

最後に活性炭の効果、効力の話でございます。先ほどの中谷議員と重複するところはございますが、6カ月というところを超えてもどうなんだという話もありますが、我々としましては6カ月のところで余裕をもって交換させていたいただいているのが現状でございます。これが7カ月、8カ月になったらどうなるんだというような冒険をするということではなく、6カ月というところで交換をさせていたいただいているところでございます。以上でございます。

○議長（鷲見 信文君）　　12番、皿海議員。

○12 番（皿海 ふみ君） ペットボトルにつきましては増加の傾向にあるということで、処理見込量とは別に、このプラごみ、ペットボトルをどの程度まで減量させていくのかという目標をしっかりと持っていくことが必要だなというふうに思いました。

また、活性炭の話では、これまで活性炭を通過させれば有害ガスも 90%以上除去できるということで、活性炭を通してあるから安心だという説明をされながら、なかなか根拠については納得できるものが聞かれません。施設が安全だと言うならば、やはり健康被害を訴えておられる住民の不安解消に役立てていくためにもこうした活性炭の効果、また排出される大気について詳細な調査を行うべきだと考えます。

また、ごみの減量化の取り組みにつきましては、各市とも協力をしながら啓発も含めてペットボトル、プラスチックごみ減らしていくという方向での取り組みを強めていただきますよう要望いたします。以上でございます。

○議長（鷺見 信文君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷺見 信文君） これをもって質疑を終結します。これから討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。9 番、中谷議員。

○9 番（中谷 光夫君） 議案第 2 号 2012 年度（平成 24 年度）北河内 4 市リサイクル施設組合予算に反対の討論を行います。

議案質問の最後に申し上げましたが、本組合施設をめぐる最大の課題は周辺住民が訴える健康被害にどう向き合うかです。提案された予算からはその問題に行政として真摯に向き合う姿勢は伝わってきませんでした。それどころか、予算の目玉として構成 4 市の小学 4 年生に環境学習の一環として廃プラごみの分別収集協力まで刷り込む効果を狙って、ペットボトルリサイクル定規を作成し、配布しようとしています。教育にあたっては何よりも真理、真実を踏まえなければなりません。廃プラ健康被害を多くの住民が訴えている事実を無視することは許されないと考えます。

運転管理等の委託についても、特定業者ありきの選定方式の見直しの検討こそ求められています。ごみ収集の責任を負う構成各市が廃プラ健康被害の解決のためにも、単一素材のペットボトルや白色トレイとその他の廃プラごみの収集のあり方を抜本的に見直すことも急がれる課題となっています。住民への説明も合意も全く不十分なまま、特定の業者団体の要望を受けて、事業ありき、施設ありきで進められてきた本組合の事業そのものの根本からの問い直しが求められていることを指摘し、討論としま

す。

○議長（鷺見 信文君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷺見 信文君） これをもって討論を終結します。

これから議案第2号を起立により採決します。本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（鷺見 信文君） 起立多数であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、一般質問を行います。なお、質問者の質問時間には15分以内という時間制限の申し合わせがあります。また、発言回数は3回までですので、念のためにお知らせします。ただいまから順次、質問を許します。まず、中谷議員の一般質問を許します。9番、中谷議員。

○9番（中谷 光夫君） 一般質問を行わせていただきます。

最初に住民の健康被害の訴えと行政責任についてです。2004年2月、市街化調整区域に二つの廃プラ処理施設の建設計画があることを知った住民が、「杉並病」を学習し、「廃プラ処理による公害から健康と環境を守る」ために活動を始められてから8年が経過しました。

当初は予防原則の立場から裁判が行われましたが、廃プラ処理施設の建設稼働後は、住民が心配されたとおり健康被害の訴えが相次ぐようになりました。

不当な高裁判決後、住民は公害等調整委員会に「原因裁定」を申請し、廃プラ公害解決を目指しています。

本来なら大阪府や寝屋川市などが、行政責任として健康調査を実施し、解決を目指すべき問題です。

これまでも、やむなく住民側が行った津田敏秀岡山大学教授による疫学調査や複数の医師の診断結果などに基づく健康被害の実態が明らかにされてきました。

昨年の秋以降に聴取した幾つかの事例を紹介します。

1例目、廃プラ施設から400mの太秦地域に住んでおられる建設関係の仕事の男性です。仕事から帰って、毎日、夫婦で1時間くらい犬の散歩に行きます。治水公園で臭いがした日は気分が悪くなります。臭いは日によって違います。天気が悪い日は特に臭います。風邪もひかず、いたって健康だったのが、平成18年の春から喘息発作のよ

うな咳が出るようになりました。横になると咳が止まらなくなるので、壁にもたれてうつらうつらするしかない時期もありました。関西医大では原因が分からないと言われました。半年後、他の病院に通院するようになり、たくさんの種類の薬を飲んでいきます。薬の効き目か、喘息の発作は出なくなりました。咳をすると、風邪と間違われて嫌な顔をされ、人と話しにくくなってしまいました。今も2カ月に一度、CTやレントゲンの検査を続けています。

家を改築するため、半年ほど妻と廃プラ施設から1.2 km離れたところに住みました。臭いもせず症状も和らぎました。娘と孫は施設から700mのマンションに住みましたが、症状は改善しませんでした。改築後、自宅に家族全員が戻ったところ、全員に症状がぶり返しました。

2例目です。15年近く、廃プラ施設から600mのところに住む太秦地域の女性です。大阪市内の勤務から、転勤で現在は京都の方に通勤しています。廃プラ施設稼働後、母は甘酸っぱい臭いがする、眼が痒い、鼻がむずむずするなど、いろんな症状を訴え始めました。私も会社からの帰宅の際に、ひどい臭いに出会い、「我が家も引っ越した方がいいのでは」と話したこともあります。一番驚いたことは、1月から健康のためにとバス通勤をやめ、寝屋川市駅まで歩いていて3月中旬、足首等に湿疹ができ、身体中に広がって、皮膚科の薬でも治りませんでした。25日には突然顔が赤く腫れ上がり、ショックで、不安からその晩は眠れませんでした。信頼している医師の指示で、大阪市内のホテルに1カ月ほど宿泊し、徐々に回復して自宅に戻りました。

3例目です。太秦地域の20代女性です。今のところに住むようになったのは、幼い頃からよく風邪をひいていた私に、両親が自然が豊かで環境が良いと思ってくれたからです。こちらに来てからは、風邪もひかず、毎日治水緑地などで遊んでいました。

しかし、平成16年暮れから風邪をひくようになり、治りかけても、息苦しさや全身のだるさ、無気力感がひどく、かかりつけ医から、「体が回復していない」とほぼ毎回注射を打ってもらっていました。廃プラ施設の操業が始まって6カ月が経った頃、変な臭いを感じ始め、風邪をひくと呼吸困難に陥るようになりました。薬を飲んでも一向に治る気配がありませんでした。今年から大阪市内で子ども相手に仕事をしていますが、仕事場に行くと呼吸がとても楽になります。

しかし、寝屋川に帰ってくると、息が苦しくなり、家の近くになると咳が止まらず、眼の痒みや鼻水も止まらなくなります。一番しんどいのは、仕事柄子どもたちと遊ぶのが毎日、とても疲れますが、寝て2時間ほどで咳が出て、起きてしまいます。ほと

んど寝ずに出勤する毎日です。

薬も強くなっていくので、身体にも負荷がかかり、今では薬がないと呼吸するのさえ、ままならないほどです。最近では、「味覚」を感じなくなり、食欲も低下してきています。また、「手足が攣る」ことが多くあり、忘れ物がひどくなったり、年齢では考えられない症状が出てきています。貧血や目まいもあり、本当に毎日暮らしていくのがしんどいです。

今回3人の状況を紹介しましたが、他にも命・健康・安全には代えられないと、財産の多くを持っていくこともできずに引っ越された方もいます。また、別荘に週末避難を繰り返している方もいます。

この他にも、リサイクル・アンド・イコール社で数年間働いていたという女性からも、眼、喉、湿疹、頭痛などの症状の訴えを聞きました。臭いがひどく、洗っても洗っても皮膚に染み付いたような感じになる。弁当を食べることもできないぐらいだった。歯がボロボロになって辞めた。同じ作業をしていた他の人も同じようになった。外国人などいろんな人が働いている。視察などの際には、作業ラインの人数が倍の6人になる。作業服からマスク、手袋まで全部買った。会社のネームが入っていたためか、辞めた時に、派遣元の会社から返却を求められた、など、生々しい話を聞くこともできました。

改めて、リサイクルの美名や裁判結果で、現実には起こっている深刻な健康被害を否定することは許されないと考えます。

行政として、本来あるべき責任をどう考えているのか、明確に答弁してください。

二つ目、二つの廃プラ施設による環境汚染について。これまでも住民側の訴えを受けて学者としての良心から手弁当で大気環境調査を行ってこられた柳沢幸雄東京大学教授とせめて同等の調査の実施を求めてきました。

柳沢教授は、二つの廃プラ処理施設と太秦第2ハイツ公民館の有機化学物質による大気汚染について、次のようにまとめておられます。

1. 廃プラ施設近傍は、①一般環境（市役所局）と比較してTVOC濃度が高く、特異な環境である。②TVOC成分中に規制対象物質の割合、同定物質は少なく、未同定物質の割合が多い。③TVOCの組成は、脂肪族炭化水素やアルデヒド類が多い。
2. 施設から約450mの太秦第2ハイツ公民館では、ホルムアルデヒド濃度が高い。
3. 以上から、健康影響を及ぼしている物質は、ホルムアルデヒドをはじめとするアルデヒド類及び未知物質を含むVOC類等である可能性が高いと考えられる。

4. 太秦第2ハイツ公民館で見られる高濃度ホルムアルデヒドは、廃プラ施設から排出される高濃度のVOC類が光化学反応等により酸化され、化学変化したものと考えられる。このことは、環境省等による資料が示す公知の科学的知見である「アルデヒド生成へのVOCの関与」のメカニズムによって説明される。

また、柳沢教授は、4市組合の電光掲示板に21万5200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を基準値として示していることの誤りを指摘しています。

連続測定されているTVOC濃度は、特定されている工場内の排出源における濃度ではなく、一般環境中の濃度である。大気汚染防止法における「排出基準値」は、光化学オキシダントやSPMの生成の低減を目的とした規制値であり、VOCによる健康影響がないことを示す値ではない、としています。

一般大気環境の数倍から数十倍ものVOCによる空気汚染を続けている二つの廃プラ施設が健康に悪影響をもたらさないと主張するのであれば、その無毒性を科学的に証明しなければならないと考えます。

以上の点について見解をお聞きします。

三つ目です。本来の自治体のあり方を野田市の例から申し上げます。最近、人口15万5000人の野田市が、「産廃問題で市民の抗議活動をサポート」しているという、「ガバナンス」という雑誌の記事を見ました。柏市から柏廃材処理センターが移ってきてから、周辺住民にVOCによる健康被害が出るようになったというものです。

野田市は24時間体制で施設を立ち入り調査したほか、周辺住民1300世帯4000人、法人38社1000人を対象に健康被害調査を行って、「諸施設の操業が施設近隣の住民における症状の多発に強く関与している」との結論を得ます。しかし、千葉県は県独自のVOC調査では原因が特定できなかつたとして、羈束裁量で昨年12月20日に施設の更新申請を許可しました。

野田市は、1月16日に臨時市議会を開き、全国初とのことですが、「被害者の皆さんに公害等調整委員会に原因裁定を申請していただくために、弁護士費用など財政的な支援をする」補助金交付条例を全会一致で可決し、当面の費用として157万5000円の補正予算を組んでいます。住民と市長と議会が一体となって、千葉県と対立しています。記事は市長の次の言葉で締め括っています。「同様の杉並病での公害等調整委員会の原因裁定の結論は、原因物質が特定できないケースでも因果関係を肯定することができるというものだった。杉並病と同様の裁定が得られれば、その後は訴訟などの動きになる。最終的にはこの廃掃法に書かれている羈束裁量の法律内容を変えると

ころまで訴えていくつもりでいる」と毅然とした口調で語った。こう記事は述べています。

野田市のこうした取り組みこそ、自治体本来の姿ではないでしょうか。見解をお聞きします。

最後に現在の廃プラごみの混合収集の見直しについてです。ごみ収集のあり方は各市で決めるべきことですが、4市施設では、廃プラごみは混合収集して持ち込んでいます。健康被害の解決のためにも、化学変化による有害ガスを発生する作業工程は極力見直す必要があると考えます。また、本来のリサイクルの協力を得るためには、リユースはできなくても、再商品化しやすいペットボトル、白色トレイなどとリサイクル困難なその他プラは分別して、施設周辺に多くの住民が住む本施設のような場合は、その他プラはサーマルリサイクルとして焼却物として扱うことが望ましいと考えます。見解をお聞きします。

以上、第1回目の質問とします。

○議長（鷺見 信文君） 理事者の答弁を求めます。清水事務局長。

○事務局長（清水 弘美君） 中谷議員の質問に順次お答えいたします。

まず、本組合の認識は、本組合施設から人の健康に悪影響を及ぼすような物質は排出しておらず、また、大阪地裁・高裁の判決と同様、本組合施設の操業と健康被害との間には因果関係は存在しないとするものでございます。この点は、環境基準項目4物質及びアルデヒド2種類に関する測定調査を年2回、リサイクルプラザ敷地境界及びチャンパー室において実施している環境測定の結果からも十分理解できるものと考えております。

次に、野田市の事例でございますが、産業廃棄物処理センターにおける種々雑多な産廃の焼却処理により排出される有害物質の問題であって、有害物質を排出していない本組合施設とは全く異なり、同列に比較できるものではございません。

また、廃プラ収集の見直しについては、本組合施設はあくまで容器包装リサイクル法に基づいて中間処理を行う施設であり、今後も従前同様に処理を行ってまいります。以上でございます。

○議長（鷺見 信文君） 中谷議員に申し上げます。あと4分でございます。中谷議員。

○9番（中谷 光夫君） 1点目ですけれども、住民の命・健康・安全を守ることは、これ自治体の最優先課題だと思います。1000人規模で健康被害症状が出ていることは

事実であり、少なくとも調査することは行政責任ではないでしょうか。公調委がもし原因裁定を杉並病のように下した時に、どう考えられるのか。そのことも含めて再答弁を求めます。

2 点目ですけれども、空気は吸わないわけにはいきません。室内であろうと室外であろうと高濃度の汚染が危険であることに変わりはないと考えますが、どうでしょうか。

3 点目です。野田市の例をもう少し申し上げます。平成 22 年 6 月 2 日午後 0 時 40 分、柏廃材処理センター内で火災が発生しました。被害者、住民は次のように申し入れを県にしております。「大量の煙、悪臭を放つ化学物質が一带を覆い尽くし、直近で仕事、生活をしている人たちは、生命の危機を感じながら避難せざるを得ない状況でした。消防の消火により消し止められましたが、火災現場では燃えかすや化学物質による悪臭が施設を中心に地域一带を長時間にわたり覆い尽くし、外にいられない状況が続きました。また、日々の操業時の環境状態は、化学薬品臭などの悪臭により、外仕事に限らず、屋内にも侵入してきますので、避難する感覚で、極端に日常活動を制限せざるを得ない状況です。夜間においても施設から近くはもちろん、遠隔地まで伝播した化学薬品臭などの悪臭が、戸締りした家屋の隙間から入り込み、健康を害し、安眠できず、通報する事態も頻繁に出現するようになりました。以上のような深刻な状況では、一刻も早く稼働停止をしていただくことをお願い申し上げます」と県に申し入れをし、市にも県に求めるよう要請しています。

私は一昨年の本施設の火災事故と重なってこの訴えを読みました。野田市の住民と寝屋川市の住民が求めていることは同じです。再度の答弁を求めます。

最後の 4 点目です。容器包装リサイクル法には健康安全からの視点はありません。また、廃プラごみの分別収集を義務付けていません。あくまでも努力義務に過ぎません。そうした点から健康被害の訴えの事実を踏まえて改めての答弁を求めます。

○議長（鷺見 信文君） 高田課長。

○課長（高田 哲治君） 順次お答えいたします。まず、健康調査の実施につきましては、本施設の稼働当初から環境保全対策及び維持管理対策に万全を期していることから、本組合施設を原因とする健康被害はないものと認識しておりますので、健康調査の実施はいたしませんので、よろしく願いいたします。

次に野田市の件でございます。本組合施設はあくまで容器包装リサイクル法に基づいて中間処理を行う施設でございますので、野田市と立場が違います。答弁する立場ではございませんが、本組合施設からは有害物質の排出がないのは裁判でも明らかに

されております。

それと収集の見直しの問題でございます。廃プラの材料リサイクルは循環型社会形成に大きく貢献するものであります。また、廃プラの分別は容り法に基づいて我々はやっているものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鷺見 信文君） 中谷議員。

○9番（中谷 光夫君） 野田市の場合と違うという答弁がありました。確かに柏廃材処理センターは産廃施設です。したがって県の許可事項となっております。しかし、本施設の場合は法的にそういった規定がないからといって健康被害の事実まで否定するということにはできないと思います。今の起こっている健康被害の事実こそ目を向けて、野田市などがやったように、きちっと行政責任を果たしていく。住民の健康安全・命に責任を持つ。このことが改めて問われているということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（鷺見 信文君） 次に皿海議員の質問を許します。12番、皿海議員。

○12番（皿海 ふみ君） それでは一般質問として1点、廃プラスチックの再商品化の現状について質問をさせていただきます。私もよく市民の方からプラごみの分別を一生懸命にして収集に出しているのだが、それが本当にどれぐらいリサイクルされているのかよく分からないと、見えてこないという声をお聞きすることがあります。当施設では当初予算で年間4億円、決算額で7億円の多額の税金かけて廃プラスチックの処理を行っているわけですが、この4市の廃プラがその後実際にどの程度再商品化され、リサイクルされているのか、という点についてお尋ねします。

ペットボトル、その他プラそれぞれについて当施設から再商品化委託業者へ引き渡した量に対して、どれぐらいが再商品化されているのか。また、再商品化された残りの取り扱いはどのようになっているのか。まず、この2点についてお聞きいたします。

○議長（鷺見 信文君） 理事者の答弁を求めます。清水事務局長。

○事務局長（清水 弘美君） 皿海議員の質問に順次お答えいたします。

再商品化業者への引き渡し量と再商品化量について、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の引き渡し量は、平成22年度実績で1万621.56トンでございます。

次に、再商品化された残りの取り扱いについては、容器包装リサイクル法の仕組みの中で、ケミカルリサイクルに利用するなど適正処理されていると聞き及んでおります。以上でございます。

○議長（鷺見 信文君） 12番、皿海議員。

○12番（皿海 ふみ君） ちよつと今一度お聞きしたいのですが、当施設から再商品化委託業者へ引き渡したペットボトルとプラとその量に対してどれぐらいの割合が再商品化されているのかという大体の割合、また残った部分、大体の割合はどのように取り扱われているのか、もう一度詳しくお聞かせ願えませんでしょうか。

○議長（鷺見 信文君） 清水事務局長。

○事務局長（清水 弘美君） 自治体の役割があります。そして再商品化業者の役割があります。我々はここで運ばれた廃プラ、ペットボトルを中間処理し、容器包装リサイクル法に基づいて容リ協に渡します。その後、容リ協が再商品化の業者と入札等で単価を決めリサイクルをします。その後どれだけリサイクル出来てどれだけ出来なかったかは、容リ協と再商品化の業者との関係でありまして、我々はそこまで把握しておりません。

○議長（鷺見 信文君） 皿海議員。

○12番（皿海 ふみ君） そこまでは把握していないというご説明ですが、やはりこれだけの税金をかけて、これだけ市民の皆さんの協力を得て、この分別収集、また圧縮梱包が行われている中で、その成果物が実際にリサイクル、どのような形で再商品化されているのか、どれぐらいの割合がリサイクルとして貢献しているのかということまでやはり市民に対して説明責任があるのではないかと思います。

22年度のリサイクル・アンド・イコール社の実績報告書の中では、プラごみ量の処理量9336トンに対して再商品化は約半分4666トンであり、パレットなどに行っていると、残りの半分は固形燃料などに行っているというような報告も書かれておりました。答弁ではいただけませんでした。こうした面では廃プラの材料リサイクルというのはやはり効率が決してよくないリサイクルだということとあわせまして、コストの面でも容リ協のホームページ見ましても、この4市施設の廃プラの約8割を引き受けているリサイクル・アンド・イコール社は材料リサイクルで落札価格は1トン当たり8万円となっているのに対して、約2割を扱っている新日本製鉄の方はコークス炉化学減量化を行うということで落札価格は1トン当たり約4万円ということで、かなりの開きもありまして、こうしたコスト面、またリサイクルの効率ということ、そしてまた今二つの廃プラ処理施設の周辺で健康被害の訴えが多く出されているということを考えれば、やはり廃プラの材料リサイクルは、リサイクルの効率、コスト、環境面、健康面いずれを取っても問題がある手法の見直しが必要ではないかというふうに考えておりますが、お考え聞かせていただければ、よろしく願いいたします。

- 議長（鷺見 信文君） 清水事務局長。
- 事務局長（清水 弘美君） リサイクルの問題ですが、我々としては循環型社会形成に貢献するものであると思っております。廃プラの種別の区分、あるいはどういうリサイクルにするかというのは、容器包装リサイクル法の中で容リ協が決められるものでございます。
- 議長（鷺見 信文君） これにて皿海議員の一般質問を終結します。
- 以上をもって本定例会に付議された事件はすべて議了しました。
- 閉会に際し、管理者から挨拶したい旨の申し出がありますので、これをお受けします。馬場管理者。
- 管理者（馬場 好弘君） 平成24年第1回北河内4市リサイクル施設組合議会定例会の閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。
- 本日ご提案申し上げました2案件の案件につきまして、慎重ご審議いただき、いずれも原案どおりご可決を賜り、厚くお礼申し上げます。今後とも北河内4市リサイクル施設組合の事業推進のために、一層のご指導、ご鞭撻をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
- さて、暦の上では「雨水」を過ぎたとは言え、まだまだ寒い日が続いております。議員各位におかれましてはくれぐれもご健康にご留意され、今後ますますご活躍いただきますようご祈念申し上げます。誠に簡単ではございますが、閉会にあたりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。
- 議長（鷺見 信文君） それでは閉会にあたりまして、私からも一言ご挨拶を申し上げます。
- 本日ここに無事、平成24年第1回定例会のすべての日程を終えることができました。議員の皆さん、理事者の皆さん及びすべての関係者の皆さんのご協力に心からお礼を申し上げます。
- 今後も、管理者をはじめとして理事者の皆さんにおかれましては、引き続き安全には十分留意され、適正かつ円滑な事業の推進に一層の努力をされるようお願いをしておきます。
- 議員の皆さん方には、それぞれの議会で3月定例会を間近に控えまして大変お忙しい時期を迎えられ、ご苦勞さまでございますが、どうか十分ご自愛くださいますようお願いを申し上げ、甚だ簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。
- 以上をもちまして、北河内4市リサイクル施設組合議会平成24年第1回定例会を閉

会します。お疲れさまでした。

(午後 3 時 18 分 閉会)

1. 地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北河内4市リサイクル施設組合議会 議長 鷺見信文

北河内4市リサイクル施設組合議会 署名議員 前波艶子

北河内4市リサイクル施設組合議会 署名議員 西田政充

平成24年2月24日 北河内4市リサイクル施設組合議会
平成24年第1回定例会付議事件一覧表

事件番号	事 件 名	議決年月日	議決の結果	備 考
—	会期の決定	平成24年2月24日	決 定	会期1日間
議 案 第 1 号	平成23年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算 (第2号)	平成24年2月24日	原案可決	
議 案 第 2 号	平成24年度北河内4市リサイクル施設組合予算	平成24年2月24日	原案可決	
—	一般質問	平成24年2月24日	許 可	中谷 光夫 皿海 ふみ